

千歳市北区地域包括支援センター運営業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年10月13日

千歳市長 横田 隆一

1 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市保健福祉部高齢者支援課地域支援係（第2庁舎1階7番窓口）

電話 0123-24-0896（直通）

FAX 0123-23-6700

e-mail koreishien@city.chitose.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 千歳市北区地域包括支援センター運営業務

(2) 業務内容

「令和9年度千歳市北区地域包括支援センター運営業務仕様書」のとおり

※ 業務開始に当たっては、現行の受注者から業務の引継ぎを行う。

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、契約の締結については、令和9年4月1日からの業務開始に向けた準備及び業務引継ぎのため、令和9年2月1日（予定）に実施する。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 包括的支援事業、指定介護予防支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人等であること。
- (2) 本市において、介護保険法に規定する事業の指定を受け、現に介護保険サービスを提供しているか、又は本市の地域支援事業（重層的支援体制整備事業として実施するものを含む。）を受注している法人であること。
- (3) 介護保険法第115条の22第2項各号に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営が出来ること。

- (5) 当該法人について、市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (10) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者については、それらの中でいずれか一者のみの参加とすること

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。）
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の公正な競争が阻害されると認められる場合

- (ア) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合
- (イ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 実施要領等の交付期間及び方法

千歳市北区地域包括支援センター運營業務に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和 8 年10月13日（火）から令和 8 年11月 2 日（月）まで

(2) 交付方法

1 の場所で交付するほか、千歳市保健福祉部高齢者支援課のホームページからのダウンロードにより交付する。

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和 8 年11月 2 日（月）午後 5 時15分

イ 提出場所 1 に同じ。

ウ 提出方法 電話連絡の上、持参による。（郵送によるものは受け付けない。）

(2) 参加資格の確認等

3 に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和 8 年11月24日（火）午後 5 時15分

イ 提出場所 1 に同じ。

ウ 提出方法 電話連絡の上、持参による。（郵送によるものは受け付けない。）

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 第 4 の参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

千歳市北区地域包括支援センター運営業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

なお、受注候補者の正式決定は、千歳市地域包括支援センター運営協議会の承認をもって行うものとする。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

概算払いの方法により支払うものとする。支払月、支払回数については、受注候補者と協議を行い決定する。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は、返還しない。

(5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属する。

(6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となる。

(8) 詳細は、実施要領等による。